

精子凍結保存及び凍結保存継続に関する同意書

*記入後、ご提出前にご自身でコピーをお取りいただき控えとして保管してください。本書は受付にご提出下さい。

受領者	受領日	控え
		<input type="checkbox"/> 患者 <input type="checkbox"/> 当院 <input type="checkbox"/> 郵送

私は今後の不妊治療のために私の精子を貴院にて凍結保存することを希望します。精子の凍結保存についてはHPの「通院中の方へ」→「治療に必要な書類について」→「当院の規定」に掲載されている「精子凍結保存及び凍結保存継続に関する説明書」によって下記の事項を十分に理解し納得しました。また、凍結保存に関する説明書の内容に対し異議はなく、この規定を守ることをお約束します。

*「精子凍結保存及び凍結保存継続に関する説明書」とともに下記事項を1つずつ振り返り左端の患者口欄に☑を入れ下記に署名して下さい。患者口欄に1つでも☑が無い場合には同意書は受領出来ませんので、不明点など質問がある場合には提出前にお問合せください。

(↓患者☑欄)

- 1【説明書 1】1-①対象者、1-②1年以内の感染症検査、事前に当院での精子検査が必須であること、1-③精子提出時の注意点、1-④精子検査と凍結の同時実施に関して、1-⑤1回分の射精精子を2本に分ける凍結保存(精子2本凍結保存)に関して、1-⑥凍結方法、1-⑦凍結出来ない精子所見、1-⑧同意書、1-⑨凍結不可の場合、1-⑩凍結精子のデータ連絡、1-⑪XY精子選別法をされている患者様の場合、1-⑫保険と自費、について理解し納得している。
- 2【説明書 2】2-①凍結保存期間、2-②凍結に係る費用は先んじて自費凍結費用を徴収するが、保険周期の体外受精に使用する際に条件が合致した場合のみ、保険凍結に係る費用を差し引いた額を返金することについて理解し納得している。
- 3【説明書 3】精子の凍結保存期間は延長できるが、凍結期限更新可能期間には定めがあり、これを過ぎると期限の更新はできなくなる、その後凍結期限を一日でも過ぎると凍結精子の処分権は当院に帰属することを理解し納得している。
- 4【説明書 4】4-①凍結保存期間満了までに継続もしくは破棄処分の手続きが必要であり、凍結保存期間満了日までに手続きが完了しない場合は継続の意思がなく凍結精子の所有権を放棄したものとみなし凍結精子を破棄する。また、凍結保存期間満了日までに継続もしくは破棄処分の手続きが行われない場合は、当院での以後の精子凍結はできないものとする。4-②凍結継続の手続き方法、4-③凍結破棄処分の手続き方法、4-④当院から患者様に連絡し凍結継続されるか破棄処分されるかの確認をするなどの義務はなく、手続きは患者様の責任のもと行うこと、4-⑤当院からのご案内、について理解し納得している。
- 5【説明書 5】災害などの不可抗力により精子に損傷や損失が生じた場合には精子は破棄処分され、これらの補償には一切応じられないこと。天災や火災などにより凍結精子が回復不可能な損傷・紛失に至っても当院に対して異議申し立ては出来ないことを理解し納得している。
- 6【説明書 6】保存責任については、凍結精子が不可抗力その他当院の責めに帰すべからざる事由により使用不可能になった場合、当院は一切損害賠償責任を負わない。ただし、当院の責めに帰すべき事由によって凍結精子が使用不可となった場合、当院は患者様が使用不可となった精子にそれまで支払われた凍結保存費用の合計額を限度として損害を賠償する。それ以上の補償はなく、要求しないことについて理解し納得している。
- 7【説明書 7】凍結精子を他施設に移送する手順などについて理解し納得している。
- 8【説明書 8】8-①仕事や家庭の事情によりご夫婦の住所が別々になり、精子凍結保存リストの送付先である夫の住所が変更される場合には住所変更の手続きが必要、8-②ご夫婦関係が不仲な場合の注意点、離婚された場合について理解し納得している。
- 9【説明書 9】夫が死亡した場合の凍結精子は妻の意思に関係なく破棄処分されることについて理解し納得している。
- 10【説明書 10】独身男性で精子凍結をされており、そのご本人が死亡した場合について理解し納得している。
- 11【説明書 11】破棄処分される精子は培養医療技術発展のため、精子融解練習、精子凍結練習、顕微授精練習などに使用される場合があり使用後はただちに責任をもって破棄処分され、他者への人工授精や胚移植などには使用されないことを理解し納得している。
- 12【説明書 12】12-①融解方法、12-②融解後の治療、12-③融解後の生存率、12-④融解精子使用割合の実際、12-⑤融解精子での妊娠、12-⑥融解同意書、12-⑦国外にて凍結された精子は融解費用が発生すること、について理解し納得している。
- 13【説明書 13】規定は当院の判断により改定されることがあることを理解し納得している。
- 14【説明書 14】その他、全ての項目は日本産科婦人科学会、日本生殖医学会の見解に基づき実施していることを理解し納得している。

<注意事項>

- ①治療手技がキャンセルまたは不成功に終わり、妊娠に至らない可能性があることをご了承ください。
- ②凍結精子を用いて人工授精、またはC-IVFを行う(希望する場合、精子調整後の運動精子濃度が8000万/ml以下では、顕微授精を行う場合は精子調整後の運動精子濃度が10万/ml以下では、融解後に基準値を下回り実施不可、選択不可となる可能性が高くなります。
- ③一回分の精液を2本に分けて凍結をご希望の方は、当院HP「通院中の方へ」→「治療に必要な書類について」の精子凍結保存に関する書類から、「1回分の射精精子を2本に分ける凍結保存(精子2本凍結保存)に関する同意書」をダウンロードし、ご記入のうえ、ご提出してください。
- ④この同意書を提出後でも、凍結前であればいつでも自由に同意を取り消すことができます。
- ⑤今回行う精子凍結保存方法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床試験ではありません。
- ⑥患者様の個人情報は個人情報保護法及び当院の規定で取扱います。治療経過に関する情報は個人が特定されない形で、日本産科婦人科学会や他学会へ報告することがあります。

凍結費用 **自費** 1アンプル当たり射出精子11,880円(税込)/年、TESE精子22,000円(税込)/年

*高度乏精子症(精子凍結当日の調整前精子濃度500万/ml以下)の方で、凍結日から1年以内に凍結精子を保険周期の体外受精で使用する場合、凍結精子使用時に保険凍結(3,000円)へ変更できます。保険凍結対象であれば、自費凍結費用から保険凍結費用や初・再診料、精液一般検査料等を差し引いた額を返金いたします。

保険 他施設で凍結した保険凍結保存期間内の精子を当院に移送する場合、アンプル数に関わらず2,100円/年

医療法人社団暁慶会はらメディカルクリニック院長 宮崎 薫殿

同意日 _____年 _____月 _____日

〒 _____

診察券番号(_____)

本人氏名(自署) _____

保護者氏名(自署) _____

*本人が未成年者の場合のみ記入必須

*精子凍結保存に関する当院からの全ての連絡は代表連絡窓口である夫、あるいは本人に対してのみ行えば足りるものとします。

<選択事項>以下のどちらかに必ず☑をしてください。どちらを選択しても不利益が生じることはありません。
凍結精子の継続更新を希望しない場合、精子を生命には結びつかない段階での研究目的に使用してもよろしいですか?
(精子活性などの研究として使用します) 研究に使用許可 研究に使用許可しない